

議案第 83 号

体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 7 年 2 月 26 日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

福井県立大学恐竜学部生が施設を使用する際の使用料について、市民と同等の扱いとしたいため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

体育施設の設置及び管理に関する条例(昭和51年勝山市条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
附 則 (新設)	附 則 <u>(福井県立大学恐竜学部の学生の施設の使用料の特例)</u> <u>3 福井県立大学恐竜学部に所属する学生がこの条例に定める施設を使用する場合の使用料については、当該学生証の提示により市民とみなし、当該区分の使用料とすることができる。この場合において、条例第17条第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、この項本文中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。</u>

附 則
(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の規定は、施行日以降の各施設の使用に係る使用料又は利用料金について適用する。